

包括外部監査における指摘事項について

1 仲善クリーンセンターの事業系手数料の妥当性について

【指摘事項】

善通寺市の燃えるごみの処理コスト(平成14年度)は、1キログラムに付き35円(下記参照)であるが、現在、許可業者等が仲善クリーンセンターに搬入する事業系の燃えるごみの処理手数料は1キログラムに付き20円であるので、処理コスト相応額を徴収する必要がある。

| | | |
|-------|--|--------------|
| (参 照) | 仲善クリーンセンター負担金 | 221,205,000円 |
| | 焼却灰処理費 | 14,222,000円 |
| | $53,177,000円 \times 835t / 3,122t = 14,222,000円$ | |
| | 53,177,000円 | エコランド林ヶ谷負担金 |
| | 835t | 焼却灰埋立量 |
| | 3,122t | 埋立処理全量 |
| | 燃えるごみ処理費合計 | 235,427,000円 |
| | 燃えるごみ1キログラムの処理コスト | 35円 |
| | $235,427,000円 \div 6,594t = 35$ | |

【考え方】

家庭系も事業系も手数料は1kg20円であり、家庭系も含めて段階的な見直しを検討すべきである。なお、当センターは1市4町で運営利用しており、市町間の協議が必要である。

【措 置】

中讃広域行政事務組合に対し検討を要望しているが、当組合では近年において処理手数料を値上げした経緯もあり、近隣施設との比較検討を行っている状況である。

包括外部監査における指摘事項について

2 エコランド林ヶ谷の事業系手数料の妥当性について

【指摘事項】

善通寺市の燃えないごみの処理コスト(平成14年度)は、1キログラムにつき18円(下記参照)であるが、現在、許可業者等が仲善クリーンセンターに搬入する事業系の燃えないごみの処理手数料は1キログラムにつき6円であるので、処理コスト相応額を徴収する必要がある。

| | | |
|-------|---|-------------|
| (参 照) | 埋立ごみ処理の負担すべき額 | 38,955,000円 |
| | $53,177,000円 - 14,222,000円 = 38,955,000円$ | |
| | 53,177,000円 | エコランド林ヶ谷負担金 |
| | 14,222,000円 | 焼却灰埋立費相当額 |
| | 有害ごみ(乾電池他)処理費 | 2,378,000円 |
| | 埋立ごみ処理費合計 | 41,333,000円 |
| | $38,955,000円 + 2,378,000円 = 41,333,000円$ | |
| | 燃えないごみ1キログラムの処理コスト | 18円 |
| | $41,333,000円 \div 2,287t = 18$ | |

【考え方】

市条例では事業系ごみの処理手数料(1kg6円)が規定されているが、エコランド林ヶ谷へは事業系の埋立てごみは搬入できない取り決め(条例ではない)となっているので、条例を改正する必要がある。

【措 置】

本市の廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第2項イを改正する。

包括外部監査における指摘事項について

3 不燃物等確認書の保管について

【指摘事項】

ごみ収集運搬許可業者及び個人が搬入する埋立ごみは、未来クルパーク21で「不燃物等確認書」を発行し、それを埋立地のエコランド林ヶ谷で提示することにより処分できる。

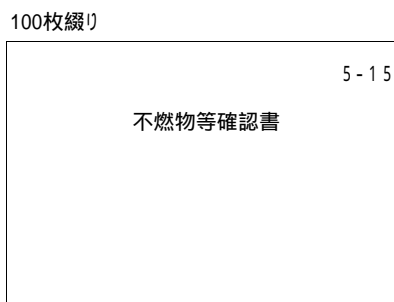
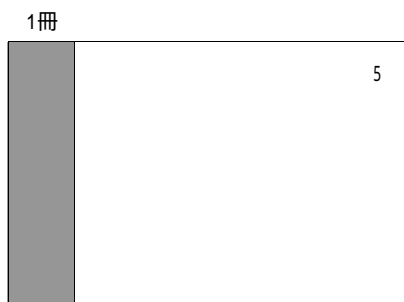
査閲の結果、誤記のため控えの3枚が破棄されていたが、今後は不正使用の防止のためにも、予め1枚ごとに連番を付し、さらに未使用分については受払簿に記帳し、施錠された備品庫で保管するよう指摘する。

【措置】

下段(参考)に示すとおり、現有及び今後購入する不燃物等確認書の1冊(2部複写100枚綴り)ごとに連番を付すとともに、100枚綴りの1枚ごとにも連番を付し、使用後にチェックをするなど不正使用の防止に努めている。

また、未使用分の不燃物等確認書の受け払いは、その都度出納員若しくは分任出納員が確認し、受払簿(別紙)に記帳、押印して、施錠できる保管庫で保管し、適正な管理を行なっている。

(参考) 不燃物等確認書



包括外部監査における指摘事項について

4 埋立ごみのチェック体制について

【指摘事項】

平成14年12月以降、許可業者及び個人がエコランド林ヶ谷へ搬入する埋立ごみの量が激減している。これは未来クルパーク21において、許可業者及び個人に対し、埋立地への搬入物のチェック体制を強化し指導した結果であるが、以前は中讃広域行政事務組合最終処分場設置条例に違反するごみが処分されていた可能性が高い。

今後は、埋立地の延命を図るためにも強化されたチェック体制を継続し、悪質な業者及び個人に対しては強い態度で臨むことが必要である。

【措置】

事業系のごみが処分されていた様子だったので、平成14年10月に、許可業者及び個人に対して指導を行うとともに、チェック体制を強化した結果、埋立地への搬入量が減少した。

今後とも、現在実施しているチェック体制を継続し、毅然とした態度で埋立ごみの適正処理に努める。

なお、組合に対しては、事業系の埋立てごみを条例で受け入れない旨規定するよう申し出ている。

包括外部監査における指摘事項について

5 極東開発工業(株)との随意契約の内容について

【指摘事項】

- (1) 極東開発工業(株)との委託契約は随意契約であるため、相手方の見積りを安易に受け入れるのではなく、内容を吟味し疑問点があれば事実確認を実施するとともに、高額と判断された部分については、低減を要求しコストダウンを図る必要がある。

【措置】

当面は極東開発工業(株)との委託内容を十分吟味する。

今後における施設等の維持、運転業務等については、極東開発工業(株)以外の会社との比較検討を行い、安全かつ効率的で信頼できる契約内容と委託を確保する。

【指摘事項】

- (2) 責任者1人の福利費1,032千円について、退職費相当額まで負担しているが、雇用関係のない善通寺市が負担する必要性の有無について再検討する必要がある。

【措置】

福利費に退職金相当分を含むことに対しては社会通念上一定の理解を示すが、再度相手方と話し合ってみたい。

【指摘事項】

- (3) 車両費のうち、責任者(所長)の通勤については通勤費を善通寺市職員の給与に関する条例第8条第2項に規定される1ヶ月4,100円を支給し、機件部品等の購入目的の利便については、車両利用日誌を記入させたうえでガソリン相当額を精算する方法に変更することでコストダウンを図れる。

【措置】

相手方に指摘事項を伝え、市の要求として来年度から変更したい旨要請している。

包括外部監査における指摘事項について

6 機械設備運転業務委託料について

【指摘事項】

極東開発工業(株)と随意契約を締結している機械設備運転業務委託料1,395千円の内容は、機械類の修繕であることから、本来、需要費(修繕料)として予算計上すべきものである。

【措置】

機械設備運転業務委託料の内容は、全て機械類の修繕であることから、4款衛生費 2項 清掃費 4目未来クルパーク21費、11節需要費の修繕料に組み替えて平成16年度から予算計上している。

修繕工事には極東開発工業(株)に依頼しなければならない修繕、他の業者に依頼できる修繕があり、それを的確に判断して発注する。

いずれにしてもコストダウンが図れるよう努める。

包括外部監査における指摘事項について

7 中央管理室勤務者に対する自動車整備手当の支給について

【指摘事項】

自動車整備手当については、善通寺市特殊勤務手当規則第4条第2項イの規定により、自動車の運転整備業務に従事した職員に月額4,000円の支給が定められており、「特殊勤務手当一覧表」では、1ヶ月の運転日数が1日から6日以下で月額2,000円、7日から11日以下で月額3,000円、12日以上で月額4,000円と規定されている。

しかし、現状は運転日数が6日以内もしくは運転していない中央管理室勤務者に対し、月額3,000円が支給されていることから、特殊勤務手当規則に従った支給に改める必要がある。

【措置】

規則に従って運用し、勤務実態に応じ支給している。

包括外部監査における指摘事項について

8 職員及び嘱託員に対する精勤手当の支給について

【指摘事項】

善通寺市特殊勤務手当規則第4条第3項の規定では、ごみ処理に従事する職員が1ヶ月に1.5日以内の休暇であれば、精勤手当として月額5,000円を支給するとあるが、特殊勤務手当として日額1,400円が支給されるほか、自動車整備手当が支給されていることから、これらに上乗せして精勤手当を支給する合理的根拠はないと判断するので、精勤手当の廃止を検討する必要がある。

【措置】

特殊勤務手当全体の見直しを検討しており、当該手当については廃止を検討中である。

包括外部監査における指摘事項について

9 市環境推進連合会への資源リサイクル事業奨励金の交付について

【指摘事項】

資源リサイクル事業の推進とごみの減量化を図るため、平成4年に善通寺市資源リサイクル事業奨励金交付要綱が制定されており、空き缶、紙類、金属類及びカレットを対象品目とし、その販売価格が1kgにつき4円を降下したときに差額分を補填すると規定されている。

過去5年間の実績では、平成10年度、11年度は販売価格の下落により、品目合計で4円を下回っているが、12年度、13年度、14年度については4円を上回っているにもかかわらず奨励金を交付していることは、交付要綱の目的を逸脱しており改善を要する。

【措置】

善通寺市資源リサイクル事業奨励金交付要綱の規定に基づき、空き缶、紙類、金属類及びカレットの合計販売価格が、1kgにつき4円を下回ったときに限り、奨励金を交付する。

包括外部監査における指摘事項について

10 指定有料ごみ袋の購買業者選定について

【指摘事項】

指定有料ごみ袋の購買業者の選定に際しては、各製袋メーカーから見積書を取り寄せ、最も安い単価を提示したメーカーと随意契約を締結していた。

しかし、善通寺市契約規則第18条では、財産の買い入れについて随意契約ができるのは80万円以下と規定されていることから、指定有料ごみ袋に関しても80万円を越える場合には、競争入札を行なう必要がある。

【措置】

平成14年度の指定有料ごみ袋の購入実績は、燃えるごみ袋が5,914,755円、燃えないごみ袋が2,746,800円であり、いずれも80万円を越えている。

平成16年度の購入の際には、善通寺市契約規則第18条の規定に従い、指名競争入札(7社)を行ない、購入業者を決定した。

【参考】

平成16年度の指定有料ごみ袋の購入から指名競争入札を実施するが、指名競争入札は次の要領で実施する。

燃えるごみ袋

| 種類 | 1枚の単価 | 発注枚数 | 金額 |
|------|-------|----------|----|
| 特大 | 円 | 220,000枚 | 円 |
| 大 | 円 | 550,000枚 | 円 |
| 中 | 円 | 300,000枚 | 円 |
| 小 | 円 | 168,000枚 | 円 |
| 合計金額 | | | 円 |

各袋の発注枚数を提示する。

燃えるごみ袋、燃えないごみ袋に分けて入札する。

燃えないごみ袋

| 種類 | 1枚の単価 | 発注枚数 | 金額 |
|------|-------|----------|----|
| 大 | 円 | 165,000枚 | 円 |
| 中 | 円 | 25,000枚 | 円 |
| 合計金額 | | | 円 |

各ごみ袋の合計金額が、最も安価な業者から購入する。

包括外部監査における指摘事項について

11 指定有料ごみ袋の在庫管理について

【指摘事項】

指定有料ごみ袋は「指定袋受払簿」を作成し在庫管理を行なっているが、平成15年7月14日に実査したところ、受払簿の数量と実査の数量に下表の差異が発見された。

このような不備を改善するために、次の施策を講ずる必要がある。

指定ごみ袋の受け払いの都度、タイムリーに指定袋受払簿に記帳する。

善通寺市物品会計規則第39条を準用し、毎年3月末に実地棚卸を行い、ごみ袋の現在高と指定受払簿との照合をする。差異数量が発生した場合は、その原因を追求するとともに、適切に指定袋受払簿に反映させる。

平成15年7月14日現在の実査と受払簿の数量の差異

| 燃えるごみ袋 | | |
|--------|--------|---------|
| サイズ | 数量(枚) | 金額(円) |
| 特大 | 6,640 | 41,832 |
| 大 | 26,080 | 125,184 |
| 中 | 27,140 | 89,562 |
| 小 | 5,260 | 14,728 |
| 合計 | 54,600 | 241,850 |

| 燃えないごみ袋 | | |
|---------|-------|-------|
| サイズ | 数量(枚) | 金額(円) |
| 大 | 120 | 1,032 |
| 中 | 200 | 1,080 |
| 合計 | 80 | 48 |

【改善策】

指定ごみ袋(燃えるごみ・燃えないごみ)の受け払いの都度、「指定袋受払簿」に記帳する。

受払簿は、燃えるごみ袋は平成7年から、燃えないごみ袋は平成13年から現有するが、記帳は集約して3日から5日に1度していたが、今後は各ごみ袋の受け払いの都度記帳するように是正する。

善通寺市物品会計規則第39条に基づき、毎年度3月末に実地棚卸を行う。

毎月月末に、各ごみ袋の現在高と指定袋受払簿とを照合し、適正な物品管理を行なう。

燃えるごみ袋の数量の差異は、有料化した平成7年度からのものであり、

当初、有料化の住民周知と意識の啓発を図るため、単位環境推進会に無料配布(当時の文書が残存)したものであると考えられる。

今後は、受入数量及び払出数量を厳正に確認し、年1回の实地棚卸を行い、数量に差異が生じないように努める。

今後の処置

善通寺市物品会計規則第26条第1項の規定により、物品の亡失の「事故報告書」を市長に提出する。

「指定袋受払簿」については、監査人の実査の数量差異と現在の数量差異が同数であるので、平成16年4月1日現在の各ごみ袋の実数を起点にして、今後ごみ袋の受け払いの都度、受入数量及び払出数量を記帳する。

【措置】

平成16年3月31日に实地棚卸を実施済みである。また、平成16年4月1日から、各ごみ袋の受け払いの都度、「指定袋受払簿」に記帳している。

包括外部監査における指摘事項について

12 備品番号票の貼付漏れについて

【指摘事項】

スチール製片袖机3脚に、備品台帳上の登録番号が記載された「備品番号票」が貼付されていないので、速やかな改善策を要する。

【措置】

会計課に備品番号票の発行を依頼し、スチール製片袖机3脚に貼付する。なお、登備品録番号は、37547・37550・37551である。

包括外部監査における指摘事項について

13 備品の棚卸漏れについて

【指摘事項】

指摘事項12の「備品番号票の貼付漏れについて」で指摘した備品は、毎年3月末に実施する「備品現在高調書」との照合が行われていないため、善通寺市物品会計規則第39条に違反しており、速やかに改善する必要がある。

【措置】

備品番号票の貼付漏れの備品については、平成16年3月5日に備品番号票を貼付し改善しているので、毎年3月末に実施する備品現在高調書と備品との照合を行い、数値及びその他の内容に誤りがないことを確認し、収入役に報告する。